

千葉県職員倫理条例等 補足説明資料

1 前頁の*1～5について

*1 対象職員

国家公務員倫理法では、対象を一般職の公務員としています。しかし、特別職のうち教育長及び公営企業管理者は、長として業務全般を管理し、部下職員を指揮監督する立場にあるという点で、知事部局の部長等と同等と扱うべきと考えるため、本県では条例の対象とします。

*2 贈与等の報告義務のある「管理職員等」

教育長及び公営企業管理者並びに管理職手当の支給を受ける職員のほか、「班長」「出先機関の課長」は、管理職員と同様に「所属職員を指揮監督する立場」にあることから、贈与等の報告義務者に加えます。

*3 千葉県コンプライアンス委員会

平成 21 年に法律や会計の専門家で構成する「千葉県コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスの推進に関して、様々な観点から助言を受けていることから、同会議を条例上の附属機関として位置づけ、公正中立な第三者機関としての所掌・権限を付与します。

*4 利害関係者

国では、名簿に登録しているだけの事業者は利害関係者としていません。しかし、県との契約締結を期待する意思を持って名簿に登録することに鑑みると、職員がこれらの者との間で禁止行為をすることは、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがあることから、本県では利害関係者に加えます。

*5 特定の書籍等の監修に対する報酬の受領の禁止の除外

国では、「国の補助金・経費により作成した書籍等」や「国が過半数を買い入れる書籍等」の監修について、報酬の受領を禁止しています。しかし、本県ではこのようなケースが想定できないため、規定を設けないこととします。

2 規制の対象となる相手方について

(1) 事業者等

法人その他の団体や、事業を行う個人のことを指します。
規則で定める利害関係者より対象が広く、事業も営利目的に限りません。

(2) 利害関係者

事業者等の内、職員が職務として携わる次の事務の相手方となります。
①許認可等 ②補助金等の交付 ③検査等 ④不利益処分の名宛人 ⑤行政指導
⑥事業の発達、改善及び調整 ⑦契約（申込しようとする場合も含む。）
⑧「千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿」・「物品等入札参加業者適格者名簿」の登載業者

(※) 現在の職務との関係では利害関係者でない者であっても、過去 3 年間に在職した職において利害関係者であった者については、利害関係者として取り扱うこととします。

(3) 私的な関係にある利害関係者

私的な関係とは、親族関係や学生時代の友人など、職員になる前からの関係がある者をいいます。一般に、職場のOBとの関係は私的な関係には該当しません。
私的な関係がある利害関係者との間では、県民の疑惑や不信を招くおそれがない場合に限り、禁止行為を行うことができるものとします。

3 規制の対象行為と対象となる相手方との関係について

○：許容、×：禁止

	事業者等 (※)		利害関係者		私的關係
	○	×	○	×	
① 金銭、物品等の贈与を受けること	○	5千円超は贈与報告	×	宣伝用物品等を受領することは、○	○
② 金銭の貸付けを受けること	○		×		○
③ 無償で物品等の貸付けを受けること	○		×		○
④ 無償でサービスの提供を受けること	○	5千円超は贈与報告	×	職務で訪問した際に、利害関係者から提供される物品や自動車を利用することは、○	○
⑤ 未公開株式を受けること	○	5千円超は贈与報告 株取引等の報告	×		○
⑥ 供応接待を受けること	○	5千円超は贈与報告	×	立食パーティで飲食物の提供を受けたり、会議で茶菓や簡素な飲食物の提供を受けることは、○	○
⑦ 遊技、ゴルフ、旅行をすること	○		×		○
⑧ 第三者に対し禁止行為をさせること	○		×		×

(※) 利害関係者以外の事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受けるなど、社会通念上相当と認められる程度を超える供応接待等を受けてはならない。

4 利害関係者との遊技、ゴルフ、旅行、飲食について

(1) 遊技、ゴルフ、旅行の禁止

- 国では、利害関係者と遊技、ゴルフ、旅行をすることは、自己に要する費用を負担した場合でも疑惑や不信を招くおそれがあるとして、一律に禁止されており、本県も同様に禁止します。
- 平成 28 年に国家公務員倫理審査会が実施した、市民、民間企業、有識者モニター及び一般職の国家公務員を対象としたアンケート結果でも、以下のような回答結果が出ています。
 - ① 約 7 割の者が「ゴルフ禁止の規定の内容が妥当である」
 - ② 一般職の国家公務員の約 8 割が「ゴルフ禁止の規定があっても、情報収集に支障は生じていない。」
- ただし、国会においてもゴルフを一律に禁止することについて議論がなされており、今後も国の動向について注視してまいります。

(2) 飲食の届出

- 国では、公務員が民間等との間で情報収集や意見交換等を行う際に飲食を伴うこともあるため、自己の飲食に要する費用を自ら負担する場合など利害関係者以外の者が費用を負担する場合に限り、利害関係者と共に飲食することができるとしています。
- その上で、費用が 1 万円を超えるような高額な飲食は、その形態によって接待を受けているのではないかと誤解される可能性も否定できないことから、原則として事前に届出をさせて、当該飲食の事実を明らかにし、透明性を確保しており、本県でも同様の取扱いをすることを考えています。